

## 仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 障がいのある学生に対する修学支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律65号）その他の法令の定めに基づき、仙台青葉学院大学及び仙台青葉学院短期大学（以下「本学」と総称する。）における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものをいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対する支援ポリシーを作成し、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

### (学部長、学科長の責務)

第4条 学部長及び学科長は、学長の命を受け、当該学部及び学科の障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

### (教職員の責務)

第5条 教職員は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

### (支援実施体制)

第6条 障がいのある学生のための修学等支援方策に係る実施計画（以下「実施計画」という。）は、教務委員会において審議し、策定する。

2 実施計画は、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、その合意を得て策定するものとする。

3 教務委員会及び障がいのある学生が志望した学部、学科又は所属する学部、学科並びに学生総合支援センターなど事務局の関係部門は、相互に連携し、実施計画に従って障がいのある学生のための修学等の支援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(不服申立て)

第7条 障がいのある学生は、次のいずれかに該当する場合は、ハラスメント等人権侵害対策ガイドラインに基づき、ハラスメント等人権侵害専門相談員を通じて不服申立てをすることができる。この場合において、障がいのある学生から相談を受けた教職員は、当該学生の同意を得た上で専門相談員に取り次ぐものとする。

- (1) 教職員等から不当な差別的扱いを受けていると考えた場合
- (2) 合理的配慮を含む支援内容等に不服がある場合

(予算上の措置等)

第8条 学長は、この規程の目的を達成し、支援を遂行するため、必要な予算措置等を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第9条 障がいのある学生に対する支援に関する事務は、事務局において処理する。

(秘密保持義務)

第10条 障がいのある学生の支援に従事する者又は当該業務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及びその支援に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。他部署との情報共有が必要になった場合は、事前に当該学生の上承を得るものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長及び学長の承認を得て関係部門長が別に定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。